

## 日 EU EPA における新たな「データの自由な流通に関する規定」

独禁 / 通商・経済安全保障ニューズレター

2024 年 4 月 8 日号

執筆者:

[藤井 康次郎](mailto:k.fujii@nishimura.com)  
[k.fujii@nishimura.com](mailto:k.fujii@nishimura.com)[室町 峻哉](mailto:s.muromachi@nishimura.com)  
[s.muromachi@nishimura.com](mailto:s.muromachi@nishimura.com)

2024 年 1 月 31 日、日本及び EU は、「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」<sup>1</sup>（以下「日 EU EPA」といいます。）に新たに「データの自由な流通に関する規定」（以下「本規定」といいます。）を含めることを内容とする議定書（以下「本議定書」といいます。）に署名<sup>2</sup>しました。

本規定は、今後、日本及び EU が、「信頼性のある自由なデータ流通」（“Data Free Flow with Trust”。以下「DFFT」といいます。）の理念の下で連携していくにあたっての基本原則として機能することが期待されます。本ニューズレターでは、本規定の経緯及び内容、今後の展望について解説します。

## 1. 本規定の経緯

日 EU EPA は、第八章（「サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引」）の第 F 節（「電子商取引」）において、電子的手段による貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用される規律を定めています。もっとも、日 EU EPA は、同じく「電子商取引章」を有する「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」<sup>3</sup>（以下「CPTPP」といいます。）等と異なり、国境を越える自由なデータ流通を担保する規定（CPTPP 14.11 条、14.13 条参照）を有していません<sup>4</sup>。その代わりに、日 EU EPA 8.81 条は、「両締約国は、この協定の効力発生の日から三年以内に、データの自由な流通に関する規定をこの協定に含めることの必要性について再評価する」と規定しています。

そして、日本及び EU は、2022 年 10 月に、同条に基づき日 EU EPA に「データの自由な流通に関する規定」を含めることに関する交渉を開始し<sup>5</sup>、2023 年 11 月に大筋合意に至りました<sup>6</sup>。

## 2. 本規定の内容

本議定書は、日 EU EPA 8.81 条を改正するとともに、新たに、8.82 条を追加するというものです。以下では、改正後の 8.81 条（以下「新 8.81 条」といいます。）と新たに追加される 8.82 条（以下「新 8.82

<sup>1</sup> [外務省「日 EU 経済連携協定（和文テキスト）」](#)。

<sup>2</sup> [外務省「日・EU 経済連携協定改正議定書の署名」（2024 年 1 月 31 日）」](#)。

<sup>3</sup> [内閣官房「TPP 協定（訳文）」](#)。

<sup>4</sup> なお、CPTPP 14.11 条及び 14.13 条と並んで「TPP 三原則」とも呼ばれる CPTPP 14.17 条（ソース・コードの移転要求等禁止）については、対応する規定が日 EU EPA にも存在します（日 EU EPA 8.73 条）。

<sup>5</sup> [外務省「日 EU・EPA に『データの自由な流通に関する規定』を含めることに関する交渉の開始」（2022 年 10 月 7 日）」](#)。

<sup>6</sup> [外務省「日 EU・EPA に『データの自由な流通に関する規定』を含めることに関する交渉の大筋合意」（2023 年 10 月 28 日）」](#)。

条」といいます。)の内容について解説します。以下で整理するとおり、新 8.81 条及び新 8.82 条は、CPTPP の対応する規定 (CPTPP 14.8 条、14.11 条及び 14.13 条) と欧州委員会が 2018 年に公表した国境を越えるデータの流通に関する協定に関する交渉のための共通条文案 (以下「EU 共通条文案」といいます。) <sup>7</sup>を組み合わせたような内容になっています。

## (1) 新 8.81 条

新 8.81 条は、締約国が採用する情報の電子的手段による国境を越える移転 (データの越境移転) を制限するような措置 (EU 加盟国による措置を含む) に関する禁止事項を定めたものです。

### ア 禁止事項

新 8.81 条 1 は、「両締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を確保することを約束する」と規定しています。

そして、これを受け、新 8.82 条 2 は、締約国が、以下のことを行うことによって、対象者 <sup>8</sup>の事業の実施のために行われるデータ越境移転を禁止又は制限してはならないとしています。

- (a) 情報の処理に関して、一方の締約国の領域におけるコンピュータ関連設備又はネットワーク構成要素の利用を要求すること (一方の締約国の領域において認証され、又は承認されたコンピュータ関連設備又はネットワーク構成要素の利用を要求することを含む。)
- (b) 情報の保存又は処理に関して、一方の締約国の領域における情報のローカライゼーションを要求すること。
- (c) 他方の締約国の領域における情報の保存又は処理を禁止すること。
- (d) 一方の締約国の領域におけるコンピュータ関連設備若しくはネットワーク構成要素の利用又は一方の締約国の領域におけるローカライゼーションの要求を情報の国境を越える移転の条件とすること。
- (e) 一方の締約国の領域への情報の移転を禁止すること。
- (f) 他方の締約国の領域への情報の移転の前に一方の締約国の承認を要求すること。

上記(a)から(d)は、いわゆる国内保存義務・国内処理義務といった措置を禁止する措置であり、EU 共通条文案 Article A.1 の(i)から(iv)をベースにしています。そして、同様の措置を禁止する CPTPP 14.13 条 2 と比較して、サーバやストレージといった「コンピュータ関連設備」のみならず「ネットワーク構成要素」の利用要求を禁止している点や、自国の領域内における利用要求のみならず他国の領域内における利用禁止も禁止している点において、より踏み込んだ内容となっています。

他方、上記(d)から(f)は、データの越境移転の条件としてローカライゼーション要求をすることや、日本又は EU に向けたデータの越境移転を禁止又はこれについて事前承認を求めることを禁止する規定です。特

<sup>7</sup> [European Commission, "Horizontal provisions on cross-border data flows and personal data protection", 18 May 2018.](#)

<sup>8</sup> 「対象者」とは、①「対象企業」(締約国の企業家が設立した企業(法人、支店、代表事務所))、②「締約国の企業家」(締約国の自然人又は法人であって、他の締約国の領域において企業を設立しようとし、又は設立したもの)、及び③「締約国のサービス提供者」(締約国の自然人又は法人であって、サービスを提供しようとし、又は提供するもの)をいうとされています(本議定書により追加される日 EU EPA 8.71 条(c))。

に、EU 共通条文案にはない上記(e)及び(f)が加わっていることが着目されます。これらの規定は、対象者の事業の実施のために行われるデータの越境移転を許可することを（データの越境移転先に関わらず）一般的に求める CPTPP 14.11 条 2 と比較して、より限定的な内容となっています<sup>9</sup>。

このように、新 8.81 条 2 は、国内保存義務・国内処理義務といった措置については CPTPP より踏み込んだ制約を課す一方、データの越境移転規制については CPTPP よりも限定的な制約を課しており、これらにより、信頼性が確保された日 EU 間でのデータ越境移転は促進しつつ、必ずしも信頼性が確保されているとは限らない第三国へのデータ越境移転については規制余地を残すような内容となっています。すなわち、データ越境移転規制については、CPTPP は各種例外の余地を残しつつ、かかる例外が適用されない場合にはデータの移転先を問わずデータの越境移転を許可することを求める開放的なアプローチを採用しているのに対して、日 EU EPA はより閉鎖的、相互主義的なアプローチを採用しているともいえます。

## イ 例外

新 8.81 条 3 及び 4 は、新 8.81 条 1 及び 2 による禁止事項の例外を定めています。それぞれの内容は以下のとおりです。

まず、新 8.81 条 3 は、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために行う措置が、①恣意的若しくは不当な差別的手段、又は貿易に対する偽装した制限となっていないこと、及び②目的の達成に必要な範囲を超えて制限を課すものではないことを条件に、妨げられないことを規定しています。EU 共通条文案にはかかる公共政策例外は設けられていませんが、日 EU EPA では採用されました。これは、CPTPP 14.11 条 3 及び 14.13 条 3 が定める例外と基本的に同内容ですが、「公共政策の正当な目的」を客観的な態様で解釈するものとするを定めた注釈が追加されており、締約国の裁量をより限定するような内容となっています<sup>10</sup>。

他方、新 8.81 条 4 は、締約国の「個人情報及びプライバシーの保護に関する措置（情報の国境を越える移転に関するものを含む。）」が妨げられないことを規定しています。これは、EU 共通条文案の Article B がベースになっているものと思われるが、当該条文案を比較して、①「当該締約国が適当と認める」（it deems appropriate）という自己判断的な文言が用いられていないこと、及び②「当該締約国の法律が、移転される情報の保護のために一般的に適用される条件の下で移転を可能とする手段について定めていること」を条件としている点において異なっています。さらに、ここでいう「一般的に適用される条件」という文言について、かかる条件は客観的な文言で定められている必要がある等とする注釈も付されています。これらによって、個人情報及びプライバシー保護の名目でデータ越境移転が広く禁止されることを防止するような内容となっています。

このように、新 8.81 条 3 及び 4 は、それぞれ、CPTPP と EU 共通条文案における例外規定をベースにしつつ、締約国の裁量を限定するような工夫がなされており、広範な裁量によってデータの自由な流通が阻害

<sup>9</sup> このほか、上記(f)については、①個人情報やプライバシー保護を理由にデータ越境移転に関する特定の手段の利用や特定のデータ越境移転を承認の対象とすること、②AI を含む情報通信技術製品、サービス又はプロセスについて認証・適合性評価を要求すること、及び③知的財産権等によって保護された情報の再利用者が越境移転を行う場合（第三国の裁判所・当局によるアクセス要請に関するものを含む）に当該知的財産権等を尊重するよう要求することを妨げるものではないことを確認する注釈が付されています。

<sup>10</sup> なお、当該公共政策例外が、以下に述べる個人情報・プライバシー保護を含む日 EU EPA の他の例外規定を援用することを妨げるものではない旨の確認的な注釈も追加されています。

されることを防止するような内容となっています<sup>11</sup>。

## (2) 新 8.82 条

新 8.82 条は、個人情報の保護に関する規定です。その内容は、同じく個人情報の保護について定めた CPTPP 14.8 条と類似していますが、以下の点が特徴的です。

まず、個人情報及びプライバシー保護の重要性を確認する新 8.82 条 1 では、各締約国が個人情報及びプライバシーの適切な保護の水準を決定する権利を有することを認める旨が規定されています。これは、個人情報・プライバシー保護を重視する EU の立場を反映したものと推察されます。

また、各締約国が電子商取引に関連する個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持するとする新 8.82 条 3 では、「民間が保有する情報への政府のアクセスに関するプライバシー及び情報の保護の高い基準」がデジタル経済の信用に寄与することが確認された上で、かかる基準の具体例として、2022 年 12 月に OECD で採択された「信頼性のあるガバメントアクセスに関する高次原則に係る閣僚宣言」<sup>12</sup>が挙げられています。このような民間保有のデータへのガバメントアクセスについて規律することは、DFFT における信頼性 (Trust) を確保する上で重要な要素であると考えられており<sup>13</sup>、新 8.82 条 3 の上記内容も、こうした動向を念頭に置いたものと推察されます。

## 3. 今後の展望

本議定書は、今後、日本及び EU の双方における国内法上の手続を経た上で、効力が発生します。日本では、国会承認のため、2024 年 3 月 8 日に第 213 回国会で提出されました<sup>14</sup>。

これまで、日本と EU の間では、日本の個人情報保護法 28 条に基づく指定と EU の一般データ保護規則 (GDPR) 45 条に基づく充分性認定により、個人データの自由な流通が図られてきました<sup>15</sup>が、かかる枠組みはあくまでそれぞれの国内法に基づいて実施されているものです。本議定書が発効し、日 EU EPA にデータの自由な流通に関する本規定が追加されることで、日 EU 間におけるデータの越境移転を原則として制約してはならないことが条約上の義務になり、上記枠組みによる個人データの流通がより安定的なものになると考えられます。また、締約国の禁止事項を定めた新 8.81 条は、個人データのみならず非個人データに関する措置も射程に含むものであることから、今後、日 EU 間の非個人データの流通が過度に制限するような措置が採用されることを防止し、企業の予見可能性を高める効果も期待できます。

2023 年 12 月には、WTO 電子商取引共同声明イニシアティブにおける新たなデジタル貿易ルールに関する交渉の実質的妥結を宣言する共同議長声明が発表されましたが、データの自由な流通に関する規定につい

<sup>11</sup> なお、日 EU EPA は、協定上の義務全体に適用される安全保障例外も有しており (日 EU EPA 1.5 条)、これによっても一定の措置が正当化され得ます。

<sup>12</sup> OECD, "Declaration on Government Access to Personal Data Held by Private Sector Entities", 14 December 2022. 同宣言の内容及びその意義については、[西村高等法務研究所「CLOUD Act \(クラウド法\) 研究会報告書 Ver.2.0」\(2023 年 4 月\) 13 頁等](#)参照。

<sup>13</sup> 藤井・室町「信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT) の具体化に向けた最新動向と課題 ～G7 デジタル閣僚宣言以降のアクションと西村高等法務研究所『CLOUD Act 研究会報告書 Ver 2.0』の意義～」(2023 年 9 月 26 日) 参照。

<sup>14</sup> 衆議院「[条約 第 213 回国会 5 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 議案審議経過情報](#)」。

<sup>15</sup> [個人情報保護委員会「日 EU 間・日英間のデータ越境移転について」](#)。

ては、「議論には更に多くの時間を要する」とされており、交渉が難航していることが伺われます<sup>16</sup>。今般、日 EU 間で合意された本規定は、ガバメントアクセスの規律を含む個人情報及びプライバシー保護に関して一定の水準を保ちつつ、信頼性のとれた締約国間のデータ越境移転を促進するような内容となっており、今後、DFFT の実現に向けた有志国間の取り組みにおいてモデルケースの一つとなることが予想されます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)

---

<sup>16</sup> 詳細については、[藤井・室町「WTO 電子商取引共同声明イニシアティブ交渉の実質的妥結」](#)（2023年12月26日）参照。